

**一般社団法人G-motty 入会申込書 (地域会員)**

年 月 日

一般社団法人G-motty 代表理事 浦川豪 様

貴会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。  
 入会後は、一般社団法人G-mottyの定款及び各種規定を遵守いたします。

ふりがな 名称				
所在地	〒			
電話番号		メールアドレス		
ふりがな 代表者 役職・氏名	役職		氏名	

ふりがな 担当者		所属部署	
		役職	
電話番号		メールアドレス	

会費請求書及び資料等送付先：	
入会希望日： 年 月 日	
加入口数： _____ 口 <small>※自治体・教育機関については記入不要です。</small>	会費額： _____ 円 <small>※自治体・教育機関については記入不要です。</small>

【問合せ先】  
 «自治体以外の方»  
 問合せ/連絡先：一般社団法人G-motty 事務局  
 Mail：info@g-motty.net  
 TEL：092-686-9200  
 担当者：小袋（おぶくろ）

【問合せ先】  
 «自治体の方»  
 問合せ/連絡先：北九州市情報政策課  
 Mail：sou-jouhou@city.kitakyushu.lg.jp  
 TEL：093-582-2847  
 担当者：西山（にしやま）

【 地域情報ポータルサイト G-motty : WWW.g-motty.net 】

## 一般社団法人G-motty会員規約

一般社団法人G-motty（以下「当法人」といいます）は、地図、ICT及び様々なメディアを利用し、地域住民、地域企業、地域の大学等教育・研究機関と自治体等の行政機関が相互に連携し情報を収集及び発信するとともに、平常時から災害時の連続性を確保した地域情報を発信することで、住民の豊かな生活に資することを目的としています。

当法人への入会（地域会員・一般会員）を希望される皆さまにおかれては、こうした当法人の設立趣旨をご理解いただくとともに、この規約に記載する条件をご確認いただき、同意のうえで入会いただきますようお願いいたします。

### 第1条（目的）

この規約は、当法人への入会にあたって、必要な事項を定めることを目的とするものです。

### 第2条（登録手続き）

1. 当法人（甲）への入会を希望する個人・自治体・企業・団体（乙）は、所定の入会申込書を提出し、当法人の入会審査が終了した旨通知された時点で契約締結とみなします。

2. 乙は甲が規定する会費を甲が指定の口座に振り込むことで会員の登録が完了します。

ただし、自治体、教育機関については、当法人の入会審査が終了した時点で登録が完了します。

### 第3条（期間）

入会の期間は、入会の時期にかかわらず4月1日から翌年の3月31日までの1年間となります。

ただし、期間満了日の3か月前までに、いずれの契約当事者からも異議のない場合には、本規約と同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

### 第4条（契約の登録情報）

1. 乙の登録情報は甲が所有するものとし、甲が運営上必要な協力者（個人及び法人）に対しては、甲の登録情報の管理・処理を委託できるものとし、

2. 乙は、本契約における登録情報に、いかなる虚偽の申告も行わないものとし、

3. 甲は、乙の登録情報に関して、乙の事前承諾なく開示できるものとし、

### 第5条（譲渡禁止等）

1. 乙は、本契約上の権利義務をいかなる理由があっても、営利目的での利用、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできなものとします。

### 第6条（契約解除）

1. 乙が契約解除を希望する場合には、所定の手続きを行うものとし、手続終了後に契約解除とします。ただし、この場合、甲は乙に対して、いかなる理由を問わず、契約解除における会費の返還はしないこととします。

### 第7条（不保証）

甲は、本契約の締結により乙に対して、甲の運営の継続等を保証するものではありません。

### 第8条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとし、本規約に関する紛争その他の一切は福岡地方裁判所又は福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第9条（本規約の変更）

1. 甲はいつでも必要に応じて本規約を変更できるものとし、

### 第10条（その他）

1. 乙は会員特典・金額の詳細を甲の提示する資料により確認するものとし、